

「沖縄における経済循環向上に向けた施策検討調査委託業務」に係る 企画提案仕様書

1 事業名

沖縄における経済循環向上に向けた施策検討調査委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 事業目的

本調査は、県内の経済循環構造の実態を踏まえ、沖縄県にあった経済循環構造の構築を経済施策の一つとして位置づけ、新たな沖縄振興計画に打ち込む基礎資料とすることを目的としている。

沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進により、平成24年以来、県経済は堅調に推移している。一方で、一人当たり県民所得は依然として全国の7割の水準にあり、近年は非正規雇用率の高さや企業の人手不足といった新たな問題が顕在化している。

さらに、人口増加を続ける本県においても、少子高齢化は進んでおり、2030年には総人口が減少に転じると予想されるなど、本県をとりまく社会経済環境はこれまでとは全く異なる状況を迎えつつある。

新たな沖縄振興においては、過去経験したことのない人口減少・超高齢社会の中にあっても着実に経済成長を実現し、めまぐるしく変化する社会経済環境の中で県民一人ひとりが豊かさを実感できる沖縄県づくりを目指していくことが求められる。

こうした沖縄県の強くしなやかな自立型経済の構築に向けて、県内で生産可能なものはできるだけ県内で調達し、費用対効果の面から県外から調達した方が良いものは移入するといった機能分担が重要で、145万人の県内需要に対応するための産業の育成や強化は、県外への所得流出を抑制する上で必要である。

また、現在のコロナ禍において、沖縄県内での経済循環を向上させることが、地域経済全体を発展させる有効な施策として寄与できるものと期待されることから、施策の活用についても検討を行う。

4 委託業務内容

(1) ヒアリング及びアンケート調査の実施

新型コロナによるサプライチェーンの影響や中間投入財の調達経路等の現状の把握をするために、ヒアリングやアンケート調査を実施する。

(2) 新型コロナの影響に伴う需要減少が与える経済への影響の推計

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮したシミュレーションを行い、分析を実施。推計の際には、平成27年度沖縄県産業連関表を用いること。

(3) 中間投入財のリスト化及び課題の整理、商社機能強化に向けた施策の検討

県内で内製化することを望ましい中間投入財をリスト化し、内製化に向けた課題と課題解決の方向性を整理する。また、商社機能の強化を図るための施策の検討を実施する。

(4) 内製化による経済波及効果のシミュレーション

県内での内製化により県内の生産に置き換わった場合の経済波及効果を推計する。調査を進めるにあたって、必要に応じて学識経験者から調査内容についての意見を聴取するものとする。

(5) 経済循環モデル及び成果指標の作成

推計を踏まえ、施策を普及させるための課題解決に向けた役割を検討し、経済循環モデルを作成する。また、施策を評価するために、県内の経済循環の向上を計る指標を検討する。

(6) 報告書の作成

上記(1)から(5)までを取りまとめ、調査報告書及び調査概要を作成する。報告書は委託者との調整により、内容に応じて分冊にしても構わない。

(7) その他

受託者は上記のほか、事業目的に沿い、事業の効果を高めると考えられる事項については、委託料の上限額の範囲内で提案することができる。

5 成果物の提出

下記成果物を契約期間内に沖縄県企画部企画調整課に提出する。

- ・ 調査報告書 100部
- ・ 調査報告書及び調査概要の電子データ（PDF形式及び編集可能な形式にて電子媒体に保存の上提出すること）

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、10,000千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額ではない。

7 再委託に関する事項

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

《契約の主たる部分》

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画コンペ参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。但し、県が必要と認める場合はこの限りではない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

《再委託ができる業務の範囲》

- ・アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）
- ・信用調査会社からの企業データの購入及び関連する分析業務

《その他、簡易な業務》

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含）
- ・原稿・データの入力及び集計

8 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、その者は沖縄県との全ての調整に応ずることとする。

9 その他

- (1) 事業運営に係る組織体制については、沖縄県内の経済・産業についての専門的な観点からの客観的かつ合理的な分析が可能な組織体制とすること。
- (2) 事業の実施にあたっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (3) 採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (4) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (5) 受託者は、定期的に沖縄県との連絡会議等を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。